

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01230

研究課題名（和文）刑の一部執行猶予を含む刑罰の重さの認知要因の解明と刑事司法運用への応用研究

研究課題名（英文）Research on the cognitive factors of severity of punishment, including partial suspension of sentence, and its application to the operation of criminal justice

研究代表者

藤田 政博（Fujita, Masahiro）

関西大学・社会学部・教授

研究者番号：60377140

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、初年度に刑の一部執行猶予制度に関連する先行研究調査を行い、質問紙調査の枠組みを検討した。2年度目にクラウドソーシングを用いてデータを収集した。3年度目には国際学会に参加し完了する予定であったがコロナ禍で中止となったため、刑事司法制度関連の書籍を翻訳し、2021年度に出版した。2022年度も渡航制限のため国際学会への参加を断念した。最終年度の2023年度には、コロナの五類移行によりアメリカ法社会学会の年次大会に参加し、刑事司法制度における量刑判断の実践と理論について情報交換を行った。これを基に、量刑判断における主観的評価の必要性を主張し、心理学的手法の有効性を指摘した論文を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究は、刑の一部執行猶予制度に関する先行研究を基に、量刑判断の心理学的側面を探求し、刑の重さの主観的評価の必要性と、そのための心理学的手法の効果を明らかにした。学術的意義としては、刑の重さの測定を数値的に行うという量刑判断における新たな視点を提供した点にある。社会的意義では、従来、刑の一部執行猶予を含む刑の重さの理解が十分でなかった点に理解可能な枠組みを提案し、より公平で適切な量刑判断を可能とした。そうすることで、被告人が上訴した際に刑が重くなったかどうか判断したり、一審において公平な量刑のための基礎を築いたことで、法の下での平等の実現に貢献している。

研究成果の概要（英文）：In the first year, I conducted literature surveys related to the partial suspension of execution of sentences and examined the framework of the questionnaire survey; in the second year, I collected data using crowdsourcing; in the third year, I planned to attend and complete an international conference, but due to the Corona disaster it was cancelled, so I translated a book related to the criminal justice system and published it in FY2021. In FY2022, due to travel restrictions, participation in the international conference was also cancelled. In FY2023, the final year of the program, I participated in the annual conference of the Law and Society Association as Corona infection was classed to the Class V and exchanged information on the practice and theory of sentencing decisions in the criminal justice system. On this basis, I published a paper arguing for the necessity of subjective evaluation in sentencing decisions and pointing out the effectiveness of psychological methods.

研究分野：法と心理学

キーワード：刑の一部執行猶予 量刑 刑の重さ 主観的評価 一対比較法

### 1. 研究開始当初の背景

日本において、刑の一部のみを執行猶予できる制度が開始された。対象は、三年以下の懲役または禁錮刑である。これまで執行猶予が認められていた刑では、執行を猶予する際には全部を猶予するか、あるいは全て執行するか2つに1つしか選べなかった。

刑の一部執行猶予制度は、この状況を変え、たとえば「懲役1年執行した後に、懲役1年6ヶ月執行猶予2年」などの刑罰を宣告することができる。この刑では、受刑者は1年間を刑務所で過ごした後出所し、その後2年間、刑罰の威嚇の元で犯罪等をすることなく過ごすことができれば、残りの懲役1年6ヶ月の執行を免れることができる。現実には、執行猶予の際に保護観察がつけられ、受刑者の社会内での立ち直りを公権的なサポートで行うという意義がある。

刑の一部執行猶予制度は薬物の自己使用など、刑務所で隔離して集中的に教育するだけでは足りない受刑者、特に社会の中で生活する際に薬物の誘惑に陥らずに生活する習慣を身につける必要のある場合に有効な施策である。そのため、刑法の改正によって刑の一部執行猶予制度が導入されただけでなく、薬物法において対象者の処遇のために取り入れられた。

以上のように重要な社会的意義を有する刑の一部の執行猶予制度であるが、その実行に関しては問題が指摘されていた。実刑部分と執行猶予を伴う懲役部分の関係が複雑であり、同様に刑の一部を猶予する懲役刑との軽の重さの関係がよくわからなくなってしまったことである。

たとえば、「懲役1年執行した後に懲役1年6ヶ月執行猶予」という刑罰と「懲役1年6ヶ月を執行した後に懲役1年執行猶予5年」という刑罰ではどちらの方が重いであろうか。これまでは単に懲役や金庫の長さの一つによって軽の思いが軽いかを判断すれば良かったが、このように長い刑と短い刑の組み合わせ、さらに執行猶予の長さの違いといった要素を勘案して、刑の重さを決めなければ、本当に刑の軽重関係を適切に設定したとは言えなくなるのである。

この問題は、法学者の間では刑の一部の執行猶予制度開始前からすでに意識されていた。特に上訴との関係で問題になっていた。というのは、刑事事件において上訴する際に被告人にとって不利益に判決変更してはならないからである。不利益に判決を変更したと言えるためには、例えば一審よりも二審で下された刑罰の方が重いと言えなければならない。この場合に、一審と二審の刑の重さをきちんと比較することができる必要がある。この時に、刑の一部の執行猶予を含む刑同士を比較することになれば、一審と二審の判決でどちらの系の方が重いかわからなくなるのである。

その他にも法の下での平等の原則に従うのであれば、同じような罪を犯したものに対しては同じような罰を下すべきだということになる。この場合、刑事第一審の判決において、他の類似の事案との同じような罰を下さないといけなくなる。この時に軽の重さがはっきりわからない場合、他の類似の事案と比べて今回の判決で下された罰が重いか軽いかということ自体が判断できなくなってしまう。

以上のような観点から、刑の一部の執行猶予を含む刑罰の重さ、これを適切に評価し、他の類似の刑罰と比べてどちらが重いかを判断することは非常に重要な問題である。しかしながら、刑の一部の執行猶予が始まった後でも、法学者の間からはこの問題に対して、明確な答えはなく、総合的に考慮するべきであるといった議論がなされていた。

### 2. 研究の目的

以上のような背景をもとに、本研究の目的は刑の一部の執行猶予を含む刑罰の重さを評価し、他の類似の刑罰との刑の軽重関係をはっきりさせることにあった。

もとより刑の重さというのは絶対的な物理量に対応するような量で表現できるようなものではない。また、最終的には人間の評価によって重いか軽いかということを決するべきである点で、主観的な評価というものを測定して、それによって決めるほかないと考えられる。

そこで、本研究では刑の一部の執行猶予を含む刑の重さに関する主観的評価を測定し、他の類似の刑罰の主観的評価と比較することで、刑の一部の執行猶予を含む刑罰の重さ同士の軽重関係を明らかにすることを目的としていた。

### 3. 研究の方法

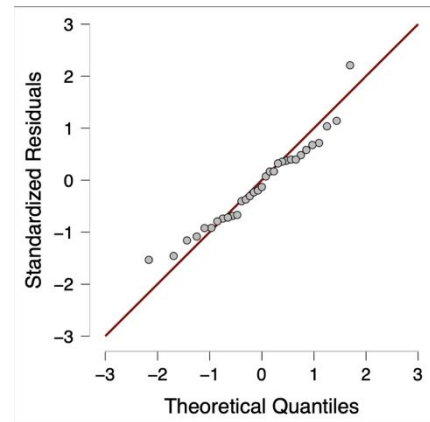
本研究では、刑罰の重さに関する主観的評価を測定し、類似の刑罰同士の主観的評価の大きさ同士を比較した。そのためにサーストンの一対比較を用い、考えられる。刑の一部の執行猶予を含む刑罰の組み合わせ、全てについて一般人の回答者からそれぞれの刑の重さの比較としてどちらが重いといえるかについての回答を収集した。

その回答をもとに、各刑罰の比較ペア同士においてどちらが重いかということをもとにして、それぞれの選択肢としての刑罰の重さが主観的には実際にどのくらい重く評価されているかについて計算した。

#### 4. 研究成果

以上の結果を元に、刑の一部の執行猶予において考えられる刑の選択肢に関して重さを付与したところ、その重さが1次元的な直線上にほぼ並べられることが明らかになった。つまり、人間の主観的評価として実刑や執行猶予の期間、そして執行猶予されるべき懲役刑の長さといった少なくとも3つの要素があり、それらの3つの要素同士の組み合わせである。ペアの刑罰の重さを比較させた場合であっても、人間の主観的評価としては、それらの刑罰の重さを一次的に処理して評価する傾向があることがわかった。

それだけでなく、刑の一部の執行猶予を含む、刑罰の重さをその直線上に並べた時にどの刑罰がどのくらい重いか、そして具体的な数値として、どの刑罰とどの刑罰の間にどのくらいの差があるかといったことが分かった。



具体的には、以下の回帰式で表せることが分かった。

刑の重さの主観的評価値 =  $1.288 \times \{\text{実刑部分の年数}\} + 0.328 \times \{\text{猶予されるべき懲役刑の年数}\} + 0.117 \times \{\text{執行猶予の年数}\} - 1.833$

この回帰式の標準化済決定係数は 0.955 であり、刑の一部執行猶予に関する主観的評価の分散の 95.5%がこの式で説明できることになる。なお、この重回帰分析に関する統計量は  $F(3, 29) = 228.419$ ,  $p < .001$  であった。

以上の研究成果をもとにすれば、刑の一部の執行猶予を含む 刑罰の重さ同士の比較においていずれが重いのかという問題で悩む必要はなくなる。そのような問題が発生した場合には、以上の式に代入して主観的評価値を算出すれば済むからである。

今回の研究成果の限界としては、測定対象となった刑罰の組み合わせにおいて、例えば執行猶予の刻みが1年単位であるということが挙げられる。執行猶予の年数は慣習的には1年、2年、3年、4年、5年といった年季済みで宣告されることが多いが、理論的には半年ごとや月単位で長さを決めて宣告することも考えられる。今回の調査ではそのように選択肢を多数作ると、そのペアとしての組み合わせも爆発的に増加することから、そのような選択肢の作成は見送った。

また、今回の調査では 刑の一部の執行猶予を含む 刑罰と他の通常の刑罰、あるいは罰金との比較といった他の人種との比較は行っていない。これは 刑の一部の執行猶予を含む 刑同士のペアでどちらが重いかということ を 回答させるだけでも、回答者には 400 以上のペアについて回答を求めるといって非常に負担の重い作業を求めることになったためである。

この点に関しては、将来、質問の仕方を工夫して回答者の負担を減らすことができれば、刑の一部の執行猶予を含む、刑罰の重さと、それ以外を刑種の主観的、重さ の評価の違いについて、明らかにするデータを入手することができるだろう。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 4件）

1 . 発表者名 FUJITA, Masahiro
2 . 発表標題 Measuring severity evaluations of punishments with partially suspended imprisonment.
3 . 学会等名 Annual Conference of Asian Criminological Society ( 国際学会 )
4 . 発表年 2021年

1 . 発表者名 Fujita, Masahiro
2 . 発表標題 Measuring severity evaluations of punishments with partially suspended imprisonment.
3 . 学会等名 Psychiatry, Psychology and Law Conference 2019 (PPL2019) ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Fujita, Masahiro
2 . 発表標題 Japanese Society and Lay Participation in Criminal Justice.
3 . 学会等名 A symposium international workshop “Climate change” in Japan’s criminal justice system: A look at lay judge trials, the case of Mr. Carlos Ghosn, and other investigations ( 招待講演 ) ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Fujita, Masahiro
2 . 発表標題 The Effects of Disgust, Moral Outrage, Illegality and Attribution Judgment on Punishment: A SEM Study
3 . 学会等名 2019 Annual Meeting of Law and Society Association ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田政博
2. 発表標題 裁判員制度を巡る法と心理学研究のレビューと展望
3. 学会等名 法と心理学会第20回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 藤田政博
2. 発表標題 人の違法とせらるるは結果のみによらずして行為による:行為無価値・結果無価値に関する実験研究
3. 学会等名 日本法社会学会2019年度学術大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 マイケル・J・サックス, パーバラ・A・スペルマン(著) 高野 隆, 藤田 政博, 和田 恵, 大橋 君平(訳)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 352
3. 書名 証拠法の心理学的基礎	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------